

プレスリリース

住民税非課税世帯支援給付金を支給します

低所得者世帯などを対象に、物価高騰に伴う経済的負担を軽減

【発表の要旨】

エネルギー、食料品価格等の物価高騰が続く中で、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対する経済支援策として、1世帯当たり3万円を給付します。

併せて、こども加算の対象になる世帯には、こども1人当たり2万円を支給します。

1 対象世帯

(1) 住民税非課税世帯 次の①、②のいずれも満たす世帯

① 令和6年12月13日に市の住民基本台帳に登録されている世帯

② 世帯全員が、令和6年度住民税が「非課税」で構成されている世帯

ただし、以下の世帯を除く。

ア 世帯の全員が、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみからなる世帯

イ すでに重点支援地方交付金を活用した同様の給付金の給付を受けている世帯（他市区町村含む）

(2) こども加算 (1)を満たす世帯のうち、次の①、②、③のいずれかを満たす世帯

① 令和6年12月13日において、平成18年4月2日以後に生まれた者が属する世帯

② 令和6年12月13日において、異なる世帯に属する平成18年4月2日以後に生まれた者を扶養している世帯

③ 令和6年12月13日以後に生まれた者がいる世帯

2 申請および助成の方法

(1) 申請方法

該当する世帯にはあらかじめ市から確認書を郵送しています。

確認書に必要事項を記入し、市に郵送又は持参により提出していただきます。

(2) 助成方法

原則として、申請者本人名義の銀行口座への振込みによります。

3 確認書の提出期限

3月31日(月) まで

少し説明

※予算額 100,400 千円 (1月16日 一般会計第8号補正予算議決)

(非課税世帯給付金分 96,000 千円)

(こども加算分 4,400 千円)

※1月28日時点での対象世帯 3,025 世帯

【担当】

地域福祉課

福祉総務係 泉山美穂

電話 0195-74-2111 (内線 1113)